

見附市消防団員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 1 8 号

見附市消防団員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則
見附市消防団員の被服等の貸与に関する規則（昭和 5 7 年見附市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「夏服」を「冬制服（上衣・下衣） 冬制帽 夏制服（上衣・下衣） 夏制帽」に改める。

別表中

「

制服	○	○	○	○（女性消防団員に限る）
制帽	○	○	○	○（女性消防団員に限る）
夏服	○	○		

」を

「

冬制服（上衣・下衣）	○	○	○（女性消防団員に限る）	○（女性消防団員に限る）
冬制帽	○	○	○（女性消防団員に限る）	○（女性消防団員に限る）
夏制服（上衣・下衣）	○	○		

」に改め、

同表半長靴の項副分団長の欄中「○」を削り、同表衿章（市章、分団章）の項副分団長の欄及び階級章の項副分団長の欄中「◎」を「○（女性消防団員は 2）」に

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。